

別表

設備（数量）		備考（用途の考え方等）
管 理 エ リ ア	事務室(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各ユニットに移動が可能な位置に配置 部屋外部から見えないように、ホワイトボードが設置できるような設えとする。
	休憩・給湯室(1)	・職員が利用できるスペース
	更衣・シャワー室(2)	・男性・女性用を設置
	トイレ【職員】(2)	・男性・女性用を設置
	児童所持品保管室(1)	・児童の所持品を一時的に預かり保管するスペース
	親子訓練室(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護児童の家庭復帰に向け、試行的に親子で生活を行い、親子関係の構築やこどもへの関わり方を学ぶ。 自立支援室、感染症等の隔離室としても利用可能とする。 キッチン・バストイレ付き居室
	面接室(4) ※室数減も可	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司等が一時保護児童等と面接を行う。ブザー及び面接中ランプを整備。 司法面接室としても利用。
	静養・医務室(1)	<ul style="list-style-type: none"> 洗面台を設置。 宿直室等としても利用可能とする。
トイレ【多目的】(1)	・洗い場を確保。	
居 室 エ リ ア	宿直室(4)	・担当職員の宿直室
	リビング(4)	<ul style="list-style-type: none"> 児童がくつろげる場所 安全で家庭的な設えとする。
	トイレ【児童】(4)	
	洗面、脱衣所、浴室(4)	・安全で家庭的な設えとする。

設備（数量）		備考（用途の考え方等）
居室 エ リ ア	洗濯室(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の衣類を洗濯・乾燥を行う。 ・十分なスペースを確保。 ※各ユニット設置が難しければ共用エリア設置を検討。
	居室(24) ※6室×4ユニット	8㎡以上 <ul style="list-style-type: none"> ・6室の内2室は、畳等部屋・境界は移動式壁とする。
	面接室(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット内面接室
	予備個室(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・クールダウン室等に使用（未設置も可）。
	収納庫(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の衣類や行事小物等を収納。
共 同 生 活 エ リ ア	厨房関連(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房及び厨房用休憩室を含む。 ・食材の搬入導線を確保。
	食堂・リビング (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房とカウンターでつながる設えとする。 ・手洗い場を設置。
	学習室(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・可動式壁で仕切りを可能にする。
	プレイルーム (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が雨の日等に運動するスペース ・研修室としても使用可能とする。 ※外庭が雨よけできる場合で、敷地面積が確保できない場合は、設置しないことも可。
	外庭(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・バトミントン等ができる広さ、芝生や花壇により緑を確保、周辺はフェンス囲みでプライバシー等に配慮。
	備品倉庫(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用品、ベッド等の大型家具（予備用）の保管用倉庫
共 用 部	廊下、階段、EV、EVホール、PS・EPS、関係者入口、 外来駐車場（4台程度）、洗濯干し場 等	

○上記は、以下の条件下で検討を行ったものであり、基本計画策定にあたって面積及び数量等を参照すること。ただし、階数を含め施設規模の設定等により変動することも許容されるため、その場合は、それぞれに理由を付すること。

【検討条件】 3階建て4ユニット（各ユニット6名）男子12名、女子12名